

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日が休日は、その翌日)

公布された規則のあらまし

- ◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）
- ◆教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則（総務課）
- ◆規則 鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則（会計課）
- ◆規則 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則（社会教育課）
- ◆規程 鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則（社会教育課）
- ◆規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）
- ◆企業管理規程 鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

目 次

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 本庁に関する事項

1 課の新設

企画部に文化国際課を新設し、文化振興及び国際交流に関する事務を所掌させ、その内部組織として文化振興係、国際係及び旅券係を置くこととした。（第六条関係）

2 課の内部組織の変更

(一) 消防防災課の内部組織のうち無線係の名称を無線室に改めることとした。（第六条関係）

(二) 企画課の国際交流に関する事務を文化国際課に移管し、国際交流室を廃止することとした。（第六条関係）

二 地方機関に関する事項

1 地方機関の廃止

賀祥ダム建設事務所を廃止することとした。（第四章第六節第五款関係）

2 地方機関の統合

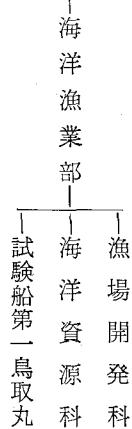
(一) 果樹試験場と園芸試験場を統合し、果樹野菜試験場とし、その内部組織として、総務課、果樹研究室、野菜花き研究室、環境研究室、生物工学研究室、西伯分場並びに河原試験地、北条試験地及び日南試験地を置くこととした。

(第百十五条～第二百二十条関係)

(二) 果樹技術講習所と野菜技術講習所を統合し、果樹野菜技術講習所とすることとした。（第二百三十条関係）

(二) 水産試験場と栽培漁業試験場を統合し、水産試験場とし、次の内部組織を置くこととした。(第百四十六条) 第百四十八条の四関係)

総務課



環境研究室	病虫科
経営技術研究室	土壤肥料科
農器具科	病虫科

3

地方機関の内部組織の変更



(三) 倉吉土木事務所の内部組織のうち下水道課を廃止し、工務第一課に下水道係を新設することとした。(第百五十六条)

条関係)

(四) 米子土木事務所の内部組織のうち工務第一課の砂防係の

名称をダム砂防係に改め、賀祥ダム管理係を新設することとした。(第百五十六条)

三 その他

企画課の分掌事務その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

五 関連規則の改正

鳥取県文書管理規則及び職員の職務発明等に関する規則について所要の規定の整備をすることとした。

◇鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

- 一 会計課に新たに資金管理係を置くこととした。
- 二 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

作物研究室		総務課	再編後	現行
原種科	育種科	作物科	総務課	総務課

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次 「第四款 果樹試験場（第一百十五条—第一百十七条）」を「第四款 果樹野菜試験場（第一百十五条—第一百十七条）」に改め、「第十六款の二 削除（第一百十八条—第一百二十条）」

企画課	総務室・政策企画室・企画員	改め、同表企画部の項中 企画課
文化国際課	文化振興係・国際係・旅券係	に改め、 企画課

同条第二項中「企画部企画課国際交流室に旅券係を」を削る。

第九条の二企画課の項中第六号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同項の次に次の二項を加える。

文化国際課

- 一 文化行政の企画、総合調整及び推進に関すること。
- 二 国際交流の推進に関すること。
- 三 旅券の発給に関すること。
- 四 外国人の登録及び協定移住に関すること。
- 五 海外移住に関すること。

第十二条農蚕園芸課の項第九号中「果樹試験場、園芸試験場、果樹技術講習所及び野菜技術講習所」を「果樹野菜試験場及び果樹野菜技術講習所」に改め、同条水産課の項第十四号中「栽培漁業試験場」を削る。

第十三条砂福利水課の項第七号を削る。

第六条第一項の表総務部の消防防災課の項中「無線係」を「無線室」に
— 第百五十六条の十六)」を削る。

第七十九条の表鳥取県立中央病院の項中

整形外科

整形外科

に改める。

(内部組織)

第一百十七条 果樹野菜試験場に、総務課、果樹研究室、野菜花き研究室、環境研究室、生物工学研究室、分場及び試験地を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

第一百四条中「作物科、病虫科、育種科、原種科、土壤肥料科、土壤保全科、經營科及び農器具科」を「作物研究室、環境研究室及び經營技術研究室」に改める。

第四章第五節第四款の款名を次のように改める。

第四款 果樹野菜試験場

第一百五条中「果樹試験場を」を「果樹野菜試験場を」に改め、同条の表中「鳥取県果樹試験場」を「鳥取県果樹野菜試験場」に改める。

第一百六条及び第百十七条を次のように改める。

(分掌事務)

第一百六条 果樹野菜試験場は、次の各号に掲げる果樹園芸、野菜園芸、花き園芸、蚕業及び農林業関係の生物工学に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

一 果樹、野菜及び花きの育種及び栽培に関すること。

二 果樹、野菜及び花きの土壤肥料に関すること。

三 果樹、野菜及び花きの病害虫に関すること。

四 果樹、野菜及び花きの機械器具に関すること。

五 果樹、野菜及び花きの原種及び原々種に関すること。

六 蚕の飼育及び上簇じぞくに関すること。

七 生物工学を応用した農産物及び林産物の研究開発に関すること。

八 その他果樹園芸、野菜園芸、花き園芸及び蚕業の振興に関すること。

8 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	名 称	位 置
鳥取県果樹野菜試験場西伯分場	境港市	鳥取県果樹野菜試験場北条試験地	八頭郡河原町

名 称	位 置	名 称	位 置
鳥取県果樹野菜試験場河原町試験地	八頭郡河原町	鳥取県果樹野菜試験場北条試験地	東伯郡北条町
鳥取県果樹野菜試験場日南試験地	日野郡日南町		

第一百八条から第百二十条まで 削除

第四章第五節第五款を次のように改める。

第五款 削除

第一百三十条中

鳥取県立果樹技術講習所	鳥取県立果樹技術講習所
東伯郡大栄町	東伯郡大栄町

果樹の栽培管理に必要な知識と技術を授け、農村

実務者の養成を行うこと。

野菜の栽培管理に必要な知識と技術を授け、農村実務者の養成を行うこと。

な	知	と。
中	堅	と。
な	知	と。

を

鳥取県立果樹野
菜技術講習所

東伯郡大栄町

果樹及び野菜の栽培管理
必要な知識と技術を授け
農村中堅実務者の養成を
うこと。

する。

第一百五十六条第一項の表鳥取県倉吉土木事務所の項中

工務第一課	下水道課
-------	------

工務第二課

改良第一係・改良第二
係・舗装係・都市計画

河川第一係・河川第二
係・砂防係

建設係・施設管理係

を

改良第一係・改良第二
係・舗装係・都市計画
係・下水道係

河川第一係・河川第二
係・砂防係

工務第一課

に

- 第一百四十六条の表中「岩美郡岩美町」を「境港市」に改める。
 第一百四十七条第二号を次のように改める。
 二 水産動植物の増殖及び養殖についての試験研究及び調査に関するこ
 と。

第一百四十八条を次のように改める。

(内部組織)

第一百四十八条 水産試験場に、総務課、海洋漁業部及び栽培漁業部を置き、
 部の事務を分掌させるため、海洋漁業部に漁場開発科、海洋資源科及び

試験船第一鳥取丸を、栽培漁業部に栽培技術科、増殖開発科及び試験船
 第二鳥取丸をそれぞれ置く。

第四章第五節第十六款の二を削る。

第四章第五節第十六款の三中第一百四十八条の五を第一百四十八条の二とし、
 第一百四十六条の六を第一百四十八条の三とし、同節中同款を第十六款の二と

改め、同表鳥取県米子土木事務所の工務第二課の項中「砂防係」を「ダム
 砂防係・賀祥ダム管理係」に改め、同条第二項工務第一課の項中第三号を
 第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。
 三 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施行及び指導監督並びに
 流域下水道施設の維持管理に関する事務（鳥取土木事務所、郡家土木
 事務所、米子土木事務所及び根雨土木事務所を除く。）。
 四 流域関連公共下水道事業の指導に関する事務（鳥取土木事務所、郡
 家土木事務所、米子土木事務所及び根雨土木事務所を除く。）。

平成元年3月31日 金曜日

鳥取県公報

第一百五十六条第二項工務第二課の項第四号中「、米子土木事務所」を削り、同項中同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 ダムの建設に係る工事の調査、設計、施行及び指導監督に関するこ

と（鳥取土木事務所、郡家土木事務所、倉吉土木事務所及び根雨土木

事務所を除く。）。

第一百五十六条第二項下水道課の項を削る。

第四章第六節第五款を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。

（鳥取県文書管理規則の一部改正）

2 鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部

を次のように改正する。

別表第一中「企画課企」を「企画課企 文化国際課 文国」に改める。

（職員の職務発明等に関する規則の一部改正）

3 職員の職務発明等に関する規則（昭和五十一年六月鳥取県規則第四十
二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「果樹試験場長」を「果樹野菜試験場長」に改める。

別表第五号を次のように改める。

五 果樹野菜試験場

別表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを
一号ずつ繰り上げる。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号）の一
部を次のように改正する。

第二条の表中「出納係」の下に「・資金管理係」を加える。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成元年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表指導課の項中「特殊教育係」を「心身障害児教育係」に改め、同表社会教育課の項中「社会教育課」を「生涯学習課」に、「生涯教育推進係」を「生涯学習推進係」に改める。

第三条社会教育課の項中「社会教育課」を「生涯学習課」に改め、同項第一号中「生涯教育」を「生涯学習」に改め、同項第四号中「社会教育センター」を「生涯学習センター」に改める。

第六条第二項中「指導課」の下に「、同和教育課」を加える。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則（昭和四十八年三月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「情報処理教育」を「情報教育」に改める。

第三条第一項中「研修第一課、研修第二課、研修第三課及び情報処理教育課」を「教育相談課、情報教育課、初等教育課及び中等教育課」に改め、同条第三項研修第一課の項、研修第二課の項、研修第三課の項及び情報処理教育課の項を次のように改める。

教育相談課

- 一 児童及び生徒の学習、行動等についての教育相談に関すること。
- 二 生徒指導についての研修及び研究調査に関すること。
- 三 特殊教育についての研修及び研究調査に関すること。
- 四 特殊教育についての児童及び生徒の心身障害の検査に関すること。
- 五 生徒指導及び特殊教育に関する資料の整備及び提供に関すること。
- 六 研修センターの事業についての他課との連絡協調に関すること。
- 七 その他研修センターの事業で他課の所掌に属しないこと。

情報教育課

- 一 情報教育についての研修及び研究調査に関すること。
- 二 情報教育に係る生徒の実習に関すること。
- 三 情報教育に関する資料の整備及び提供に関すること。
- 四 情報教育に関する資料の保管に関すること。

初等教育課

- 一 小学校の教育（特殊教育及び情報教育を除く。第三号を除き、以下同じ。）についての研修及び研究調査に関すること。
- 二 小学校の教育に関する資料の整備及び提供に関すること。

- 三 教育（情報教育を除く。）に關する資料の保管に關すること。
中等教育課

別表第一号中「・分館長」を削る。
附 則

一 中学校の教育についての研修及び研究調査に關すること。

二 高等学校の教育についての研修及び研究調査に關すること。

三 中学校及び高等学校の教育に關する資料の整備及び提供に關すること。

と。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

この規則は、平成元年四月一日から施行する。
鳥取県立社会教育センターの管理運営に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立社会教育センターの管理運営に關する規則の一部を改正す

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）

の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項中「及び分館」を削り、「それぞれその長」を「係長」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「、分館」を削る。

鳥取県立社会教育センターの管理運営に關する規則（昭和五十四年十二月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
題名中「鳥取県立社会教育センター」を「鳥取県立生涯学習センター」に改める。

第一条中「鳥取県立社会教育センター（以下「社会教育センター」）を「鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」）に改める。

第二条中「社会教育センター」を「生涯学習センター」に改め、同条第五号中「社会教育」を「生涯学習」に改め、同条中同号を第六号とし、同条第四号中「社会教育に関する情報の提供及び」を「生涯学習に係る」に改め、同条中同号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「社

会教育に関する」を「生涯学習に係る」に改め、同条中同号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 生涯学習に関する情報の提供に関すること。

第三条第一項、第四条、第五条、第七条第一項、第八条第一項及び第九条から第十四条までの規定中「社会教育センター」を「生涯学習センター」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「鳥取県立社会教育センター」を「鳥取県立生涯学習センター」に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「秘書課」を「総務課」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「秘書課」を「総務課」に改める。

附 則

1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。

2 鳥取県公安委員会運営規則（昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（会議録）

第九条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、警察本部総務課において調製し、保存する。

第十条中「警察本部秘書課」を「警察本部総務課」に改める。

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

総務課	総務係、業務係
開発課	電気係、土木係

鳥取県新幡郷発電所建設事務所	日野郡溝口町
鳥取県企業局西部事務所	米子市

別表中
企業局西部事務所

に改める。

を

鳥取県

附 則

この企業管理規程は、平成元年四月一日から施行する。